

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

令和2年9月18日 開会 9時57分 閉会 12時19分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

上野安是 妹尾文彦 山下憲雄 荒木謙二
柳井一徳 坊野公治 宮地俊則

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 大滝文則

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総務部長	山下浩道
総務部次長	藤原雅彦	企画課長	岩本展到
総務課長補佐	伊藤圭史	教育長	伊藤祐二郎
教育次長	北村容子	スポーツ課長	立花計志
教育総務課長補佐	亀田博行	スポーツ課長スポーツ係長	和田修一

(3) 事務局職員

事務局長	和田広志	事務局次長	藤原靖和
主任主事	塩出英也		

6. 傍聴者

(1) 議員 多賀信祥、西村慎次郎、三宅文雄、竇戸利昭、佐藤 豊

(2) 一般 0名

(3) 報道 1名

7. 発言の概要

委員長（上野安是君） 皆さんおはようございます。

若干早いようですけれども、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

9月も中旬を迎えておりまして、彼岸も近づいてまいりました。暑さ寒さも彼岸までと言いますように、このところめっきり朝夕が涼しくなって、過ごしやすい季節を迎えております。ただ、8月がすごく暑かったものですから、そのときの疲れが今になって出てくるとも言われておりますので、くれぐれもお体をご自愛をいただきたいと思っております。

それこそ新型コロナウイルス感染症の関係でございますけれども、いろんな影響が出ている中で、スポーツの世界にも影響が出てきております。先日は、日本陸連のほうが発表しておりましたけれども、毎年1月に開催をしております全国都道府県駅伝競走大会は中止という決定がなされたようです。気になります12月の高等学校駅伝競走大会都大路でございますが、これについては今のところは開催の方向というようなことであります。

それを受けまして、岡山県の高等学校駅伝競走大会の要項が先日出されたところでありまして、ご紹介をさせていただけたらと思うんですが、期日は11月3日火曜日、これは文化の日でございます。場所が、日本陸連公認コースの井原市ではなくなりまして、笠岡市の陸上競技場に決定をいたしました。要は、トラックレースで実施するということです。たすきリレーをしないで、例えば男子でいいますと7区間あります、1区から7区までそれぞれ決められた距離があるんですが、要はその距離を1区で同時スタートして、タイムを取るわけです。次、終わったら、2区がまたスタートでタイムを取る。7人の合計タイムで決するというやり方が決定したと聞いております。背景には、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底することがロードではなかなか難しいというような判断があったように聞いております。ロードレースとトラックレースでは大分感じが違いますので、地元興譲館高等学校の選手への影響というものも少し気になるところでありますが、どんな条件でもどこも同じ条件ということでありますので、本当にすばらしい走りを見せてくれることを期待をしているところでございます。

本日は、総務文教委員会を開催をいただきました。皆様方には、何かとご多用の中をお繰り合わせ、ご出席をいただいております。誠にありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が2件、事件案件が1件、陳情が1件、その他所管事務調査事項が1件ということでございます。皆様方におかれましては、くれぐれも慎重にご審議をいただきたいと思っております。

お手元に本定例会報告事項をお配りしております。後ほどお目通しのほう、よろしく願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第56号 井原市長の選挙における選挙運動用ビラ作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例について〉

副委員長（妹尾文彦君） 少し確認したいんですけども、この選挙運動用ビラに関しては選挙で4,000枚つくることができ、1枚につき7.51円ということであると1人当たり3万4000円になりまして、もし仮に立候補者が20人おられたとしたら、60万8000円というのが公費負担になるということでしょうか。

総務部次長（藤原雅彦君） 立候補された20名の方が全員つくられた場合は、今副委員長おっしゃった60万8000円となります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第67号 損害賠償の額を定めることについて〉

委員（荒木謙二君） まず、このいばら生き生きクラブで負傷された方には、心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

そこで、まず1点目として、議会の議決を求める下限の金額がどのなのか、専決処分と議案として上がる境目の金額というのはどういった金額なのか、そして議案説明のときに今後については複数体制で処理をするというふうな答弁をいただいたと思いますが、具体的にはどのような対応をされるのか、集金したお金を一々集め、大勢の方なんでまとめて今までは

されてたと思うんですが、今後はどういうふうなやり方をされていくのかも含めて、お伺いをいたします。

スポーツ課長（立花計志君） まず、議会の議決を求める金額の下限についてでございます。

専決処分の上限との絡みがございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を指定しております。損害賠償の額につきましては、井原市では交通事故以外によるものとして1件100万円未満と定めております。よって、100万円以上の損害賠償につきましては、議会の議決を求めることとなっております。

次に、今後の対応、再発防止策についてということでございます。

スポーツ課内で保険制度等の確認を十分に行うとともに、情報の共有を図ってまいります。本年度は、令和2年3月13日より受付を開始し、受付をした申込み内容と会費について2人以上で確認を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から活動できた屋外種目につきましては、令和2年3月31日に保険加入手続を行っております。その後、施設の閉鎖、再開等があり、令和2年6月から全種目の活動が再開となったため、休止中の屋内種目についても令和2年5月29日に保険加入手続を行っております。来年度からでございますが、確実に保険加入手続を完了させるため、現在3月中旬より募集を開始し、随時としている募集期間を3月中に限り3月下旬で一度締め切り、それまでの申込者の保険加入手続を3月末日までに完了することといたします。その後の申込みにつきましては、各種目の活動日及び傷害保険の概要等を説明し、活動日の前日までに確実に加入手続を完了することといたします。

委員（宮地俊則君） この案件につきましては、そのてんまつについて本会議でいろいろ説明いただいとるんですが、このスポーツ保険、若干お聞きしたいんですが、補償内容、特に死亡保険金、後遺障害保険金、保険料、それからこのたびのこの方の後遺障害の査定についての等級とその該当する保険金額をお聞かせいただけますか。

スポーツ課長（立花計志君） このたびけがをされた方の保険料等でございますが、64歳以下の方で年間の保険料が1,850円、補償内容でございますが死亡が2,000万円、後遺障害は最高が3,000万円、入院につきましては日額4,000円、通院につきましては1,500円となっております。

後遺障害の等級でございますが、第11級に該当いたします。そのため、後遺障害の金額の計算でございますが、死亡保険金2,000万円に、第11級の場合、支払い割合が15%となりますので、2,000万円掛ける15%で後遺障害分の保険金相当額は300万

円ということになります。

委員（宮地俊則君）　それで、時系列で前回説明いただいたんですけども、そのときの説明で半年後に後遺障害が判明したというご説明であったかと思うんですが、その間事故は把握されておったのかどうなのかということをお尋ねします。それで、通院されて、治療もされてたんだと思うんですが、そこらあたりは把握されておられたのか。

教育次長（北村容子君）　今宮地委員さんのほうからおっしゃられましたように、ご本人様から平成31年4月中旬にはけがをしたという報告を受けております。それから、令和元年8月中旬まで通院をされたという報告もを受けております。その後に、ご自身が後遺障害に該当するというふうな報告を令和元年9月下旬に受けておるところでございます。

委員（宮地俊則君）　その説明で、本年の6月にはその後査定していただいて、いろんな中で弁護士を立てて示談交渉が成立したというご説明であったかと思うんですが、1年半という長きにわたってなかなか交渉が解決しなかったというのは、何かこじれたところがあったんですか、やり取りの中で先方との意見の食い違いとか。

スポーツ課長（立花計志君）　大変長い時間がかかったということで、後遺障害に該当するということが判明いたしまして、保険会社等に後遺障害保険金相当額の算定をお願いいたしましたが、保険に未加入ということで、保険会社での保険金算定が困難であったということで、時間を要したということでございます。

委員（宮地俊則君）　こういった保険の障害なんかは180日間、すなわち6か月間で全部結論が出るのが通常でありますんで、1年半というのは、ましてや保険会社が加入されていないものを査定してくれと言ってしてくれるわけは当然ないと思うんですけども。この事故については起こったものは起こったものとしてもう致し方ないんですが、それで今後の防止策ということで、先ほども同僚委員からあったんですが、その中で余裕を持った事務処理と言われてましたですね、これは当然当たり前のことだと思うんです。それから、複数での情報共有と、本会議では複数でそういった事務処理をされるというような説明があったと思うんですが、こういったものを防ぐには、複数でやると、例えば相手のもう一人がやってくれる、ほかの者がやってくれるということで、やはり責任の所在がはっきりしないということで、返って往々にしてそういう事務トラブルが起りやすいと思うんですね。

それで、何といっても一番の原因は、今回に限れば、保険というのは安心を担保してくれるものではあるんですけども、今先ほど言われましたように、1,800円ほどで2,000万円、3,000万円なりの補償、非常に大きな補償ですね。例えば、運動会なんかでも、1人当たり100円とか200円とかで、特に賠償なんかになると億のお金の補償内容が出たりするわけですよ。そうしたことから、保険会社としては、その補償内容の範囲、

責任開始日、時間というのは物すごい厳密に考えられてると思うんです。ですから、逆に言えば、安心を少額で買う保険なんですけど、その事務手続のリスクという、危機感というんですか、認識がまず第一に甘かったんじゃないかなと。やはり、そのリスクを考えたら、平成31年3月15日に受けとってその翌月までほっとくということは通常考えられんのですよね。

だから、まず上司の方も含めて、そういうものに対するリスク、怖さというものをやはりいま一度再認識していただきたいなど。これは、先ほどこの件に関しては3月中旬からの募集を下旬で一旦締め切って、末までに終了するというものでありますけど、これに限らず、今は内部統制ということを言われております。そこらあたりをしっかりと見直して、こういった事務を含めて、やはり内部統制の一環としてチェックリストをきちんとつくって、それを複数で定期的いきちっとチェックしていく、そうしないとまた同じことが起こるんじゃないかなと、別件でも、保険に限らず、あろうかと思えますんで、そこらあたりをいま一度検討していただくようにぜひお願いしときたいと思います。今回起こったものはもう致し方ありませんので、これが、大変申し訳ないんですけど、三役で補填するような予算編成しとりますけど、それだから結構ですけど、これがもう一桁上の3,000万円とか億になったら三役で補填は到底できるものではないと思いますので、その怖さをしっかりと認識していただく、これが一番だと思えますので、よろしくお願いたします。

委員（山下憲雄君） 今回の事件の経過については、教育長からもご報告いただいて、あらましを理解しておるんですけども、この事故の処理の仕方が今後の前例といいますか、あるいは判例と言っても過言じゃないと思いますが、後々のことに影響すると思えますので、お聞かせいただきたいと思えます。

こういう事件、事故が起こった場合には、一般的にはそういう損害賠償事務の取扱規定か何かそういうのがあって、審査会という内容の審査をする組織が、組織化されるのが一般的ではないかと思えますが、井原市においてその辺の組織のメンバー構成があればまずお聞かせいただきたいと思えます。

総務部次長（藤原雅彦君） 職員分限懲戒等審査会という組織がございます。それは、副市長がトップで、部長級の職員で構成しております。

委員（山下憲雄君） 副市長がその会の会長ということですか。

総務部次長（藤原雅彦君） メンバーを正確に申し上げます。副市長が会長で、教育長、総務部長、市民生活部長、総務課長、以上5人でございます。

委員（山下憲雄君） その方々がお集まりになって、この事件の内容というのを当然審査されたと思えます。その際、今後のこともありますので、当然この処理の仕方については議

事録が残されてると思います。そこで、その事後、ずっと経過して、示談書で契約が交わされたと思うんですけども、その交わされた年月日というのはいつでしょうか。

スポーツ課長（立花計志君） 示談書の締結日でございます。令和2年8月21日でございます。

委員（山下憲雄君） 障害ということが起きてるわけですがけれども、この示談書の内容には、この処理において今後一切の責任を問わないとか、そういったような記載は明記されてますでしょうか。

教育次長（北村容子君） そのとおりでございます。明記してあります。

委員（山下憲雄君） それでは、先ほどもご質問がありましたけども、今回の損害賠償のいわゆるこの示談の金額の対処の仕方ですけれども、市長と副市長とそれから教育長のお三人がその事故の管理責任者として責任を負うということで、給与を減額することになったわけですが、この結論に至るまでの経緯について、どういうことでこの結論を導き出したのか、そこら辺のご説明をいただきたいと思います。

委員長（上野安是君） 山下委員、それは議案第69号で。

委員（山下憲雄君） いや、関連してますので、その後の質問も。

委員長（上野安是君） 関連。

委員（山下憲雄君） はい。

委員長（上野安是君） 議案第69号にその詳細金額等が。

委員（山下憲雄君） いや、金額のことを言ってるんじゃないくて、損害、いわゆる3人で事件の補償に対応するということを決めたいきさつを聞いているんです。

委員長（上野安是君） それは、議案第69号の内容だと思います。議案第67号は損害賠償を払ったよという、300万円余りを支払ったよという議案ですので、今のその内容でしたら議案第69号で質疑していただけたらいいと思いますけど。

委員（山下憲雄君） それなら、質問をまた別に切り替えます。

懲戒処分となった職員の方の名前及び所属、役職等を我々はまだ聞かされておらないんですけども、まずそのことが1点。それはなぜ公表できてないのか。

それから、懲戒の程度というのか内容について、本人それから上司も懲戒処分を受けたというような記載がどっかにあったと思いますけど、そこについてご説明をいただきたいと思います。

総務部次長（藤原雅彦君） まず、懲戒処分に関する公表の基準について申し上げます。

公表の基準を定めておまして、公表対象につきましては免職、停職及び該当職員の管理監督責任を問うための処分を行った場合、この3点について公表することとしております。

教育長（伊藤祐二郎君） 処分内容についてでございますが、職員の関わりそれから立場、そういったことを考えまして、減給及び戒告等の処分を行っております。

委員（山下憲雄君） それは、ご本人はともかくとして、その上司は1人、2人、そこら辺の上にまで及んだことなんでしょうか。

教育長（伊藤祐二郎君） そのとおりです。

委員（山下憲雄君） 差し支えなければ、その上司はどこまでそういう懲戒処分が行われたのか、お聞かせいただきたい。

教育長（伊藤祐二郎君） 先ほど井原市職員の懲戒処分等に関する公表の取決めのことがあったと思うんですけど、それに基づきまして、いわゆる誰がという個人名については控えさせていただくことをご理解いただきたいと思います。

委員（山下憲雄君） その相手方なんですけれども、相手方は今現在普通の生活をなされてるのか、その後のけがの状況等について何かあったらお聞かせください。

スポーツ課長（立花計志君） 通常の生活をされております。

委員（柳井一徳君） 先ほどスポーツ課長のほうから保険料1, 850円であるとか今後締切日の期間を長くすると言いましたけど、3月中旬にして、月末に締め切るというような、事務手続のことをお答えいただいたんですが、そもそも市役所で保険料、現金を扱うということが今回のような間違いにつながったのではないか。私もスポーツ少年団で長年におたってスポーツ保険等々の手続、それは事務の方をお願いしたわけなんですけれども、そういう手続をやっておりましたが、書類のやり取りはスポーツ課ともやっておりますが、現金は直接保険会社の口座へ振り込むというやり方をしておったのですが、このいばら生き生きクラブに限っては、現金を市役所へ持ってこなければならぬという規約になってるんですか。再確認をいたします。

スポーツ課長（立花計志君） この件につきましては、個人での加入ではなく、いばら生き生きクラブとしてスポーツ傷害保険に加入しておりますので、会員の方より現金をお預かりして、保険加入の手続を行っております。

委員（柳井一徳君） ということは、いばら生き生きクラブの事務代行をスポーツ課がやっておるということですか。

スポーツ課長（立花計志君） いばら生き生きクラブの事務局をスポーツ課内へ置くということになっております。そのため、スポーツ課のほうで事務処理を行っております。

委員（柳井一徳君） これは、もうやっておられるということなんで、提案として、これは提案は大丈夫なんですかね。質問にならない。大丈夫ですか。

委員長（上野安是君） 言ってください。

委員（柳井一徳君） 現金をそもそも扱うということを直さない限り、こういう間違いは今後も起こり得るということを私は懸念しておるわけで、いばら生き生きクラブの各スポーツ、いろんな団体がありますけども、それに申込みをする場合には、本人が書類はスポーツ課に提出するけれども、保険料は保険会社の口座のほうに個人が振り込むというようなシステム改定を考えるべきではないかというふうに思います。今後、それをひとつ念頭に置いていただいて、可能であれば検討していただければというふうに思います。二、三年前でしたか、国民健康保険料の預かりでということもございました。現金を市役所が扱うということは、これは絶対ないことであろうと思いますんで、これだけは気をつけるということを念頭に考えていただきたいと。

委員長（上野安是君） 回答はよろしいでしょうか。

委員（柳井一徳君） はい。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第69号 井原市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について〉

委員（荒木謙二君） 特別職3名の方の減額金額が総額301万5,004円というふうに説明があったと思いますが、まず第7項のほうで、令和2年12月末日まで、これは新型コロナウイルス感染症で特別職の方はもう減額をされておられるんですが、またこのたび16.13%減額をされるというふうなことでございます。それぞれ、市長、副市長、教育長、どれぐらいの金額を減額されるのか、また令和3年1月から令和3年3月末日までの給与の減額金額をお示しいただければと思います。

また、先ほど質問があったかと思うんですが、この損害賠償金額は、管理責任が問われた場合、このたびは300万円ちょっとを特別職で対応されるということなんですが、金額が何千万円、それ以上、もっと重篤な方になりますとそういったことも可能性があろうかと思うんですが、どういった範囲内までこのような形で対応されるのかをお尋ねをいたしま

す。

総務部長（山下浩道君） 市長、副市長、教育長の3名の減額の個別の額につきまして、これから資料をお配りさせていただきたいと思います。それで、月ごとの内訳を記載をしております。

経緯を申し上げますと、このたびの議案につきまして9月9日に報道機関の取材を受けました。それで、議会へのご説明もないまま、その翌朝にはもう朝刊に載ってしまうということで、その夕刻に議員さん方には報道機関の取材を受けましたということをファクスで送らせていただきまして、それで議員ロッカーに關係資料を入れておりますということになっていたと思うんですけど、9月9日の夕刻には議員ロッカーのほうへ取り急ぎ事案の概要とそれから三役の個別の減額の内訳を記した表をお配りしておりました。

それに基づいて、私は9月14日の本会議の場でも三役の減額する合計額は301万5,226円と申し上げたんですが、その後というか今朝になって端数処理が誤っているということが判明しまして、再算定をいたしまして、今お配りしたものが正しいものです。それで、また本会議でも訂正をさせていただきたいとは思っているんですけども、正しい三役の減額の合計額は右下にございます301万5,239円となります。それから、市長、副市長、教育長それぞれの減額の額は、上期下期でにわかには合計ができませんけれども、市長では119万2,694円ですね、それから副市長が96万4,877円、それから教育長が85万7,668円です。

それで、上期、下期の内訳につきましては、総務部次長のほうから申し上げます。

総務部次長（藤原雅彦君） まず、市長の上期、10月から12月分ですが、給料の減額が40万9,140円、これにはね返し分、期末手当のほうは35万2,883円です。1月から3月分の給料につきましては、43万671円です。市長の減額が、119万2,694円となります。

続きまして、副市長です。10月から12月分の給料ですが33万990円、期末手当のほうは28万5,479円です。1月から3月分の給料につきましては、34万8,408円。副市長の減額が、96万4,877円となっております。

教育長のほうですが、10月から12月分の給料が29万4,213円、期末手当が25万3,759円、1月から3月分の給料につきましては、30万9,696円。教育長の減額が、85万7,668円。

合計が、301万5,239円となっております。

委員長（上野安是君） 管理責任。

副市長（猪原慎太郎君） 荒木委員さんのご質問の中で、こういった損害賠償が発生した

ときはどれぐらいの金額までの管理責任というご質問でございますけれども、まずもってそういう基準といったものはございません。今回のケースにつきましては、職員は不適切な事務処理をしていることは確かでございますけれども、故意にやったわけでもございません。故意でなかつ重大な過失とは判断をしておりません。そういった中で、今回は、その損害賠償額というものを目安に特別職としての管理責任を判断をいたしました。

今後ということでございますが、このようなことは二度と起きてはいけないということではありますけれども、例えばこういったことが続く、度重なるとか、そういったときにはさらにさらに厳しい責任を判断しなければいけないかも分かりませんし、例えば当該職員の行為が本当に悪質な行為ということであれば、その損害賠償額を職員本人に求償するということも選択肢の一つとしてあるんだろうと思っています。いずれにしましても、その事案ごと、ケース・バイ・ケースで特別職として責任の取り方を判断するしかないと思っております。

委員（荒木謙二君） ありがとうございます。

特別職の方の処分はそういったことのように、それ以外の職員の方の責任の範囲、もしよろしければ処分内容をお示しいただければと思いますが。

教育長（伊藤祐二郎君） 先ほどお話ししましたように、この事務についてはスポーツ課の職員が当たっておりましたので、その職員の関わり、立場を考え、先ほど申しましたように、減給及び戒告等の処分を行っております。

委員（山下憲雄君） いろいろと損害賠償の仕方を説明していただいておりますけれども、今回は、今副市長にご説明いただきましたように、いろいろと勘案して、上限というのもそういうのはない中で今回の判断に至ったということですが、これは本当に前例をつくるわけですので、また起こらないっていう保証はないわけで、これは金額ももっとも大きくても同じ対応をしたのかという問題も残すわけですし、また度重なってもこれが前例になればまた対応しないといけないというようなことで、あしき前例になってもいけないと私は思ってるんですけれども、これについて本当に、今の求償権の問題も出ましたけども、これもしないという、どなたか知りませんが、非常にその職員ご本人には配慮に配慮をしたお考えだと思えるんですけれども、この処理が一番正しい仕方であるというご判断は3人でお決めになったんでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 特別職としての管理責任については、これは職員分限懲戒等審査会とかで決めるものではありませんので、特別職3人、市長、教育長、私で判断をさせていただきます。

委員（山下憲雄君） 行政責任の取り方を、今おっしゃるんですけれども、たまたま300

万円で何とかなる範囲だということもあろうかと思うんですけども、もう一つお聞きしますが、今回は教育委員会の中において起こった事件なんですけども、これは副市長はその職務責任というんですかね、その職務範囲の権限というか、その辺は及ぶもんなんでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 教育委員会事務局の職員の任命権者は教育委員会ということになりますので、市長部局の職員ではないということにはなりますけれども、井原市職員として採用した職員が今たまたま教育委員会部局へ出向しているということでもありますので、当然副市長の責任はあるものと思っております。

委員（山下憲雄君） 非常に寛容なお心だというふうに思うんですけども、今回僕がこれですごく思いますのは、今の伊藤教育長も赴任をされて3日目です、今言った起こった事件というのは。誰が誰やら分からん世界の中でそういう問題が起こって、こういう事案になってきた、これは責任を負わなきゃいけない、これも立場的關係ですね。副市長も、そういうことなだけども、井原市職員には変わりはないということで、非常に寛容なご判断をされる。それで、こういうことで対応して、結論を出そうとされてるわけですけども、他市町にもこういう事例は僕はないと思ってるんですね。ないと思うんですよ。これが合法的かどうかは、せめて弁護士あたりのご意見を参考にされるべきだったんじゃないかなと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

総務部長（山下浩道君） この職員の責任の在り方については弁護士にも確認をしておりますが、国家賠償法におきましては、職員に関しましては故意または重大な過失がある場合に限って求償をすることができるという定めになっておりますので、いわゆる故意と、それからこのたびは過失ですが重過失とは言えない事案と考えておまして、求償はできない。それから、職員の分限懲戒処分の範囲内でのペナルティーと申しますか、処分に収めるべきということで、それは弁護士の意見も踏まえて判断をしております。

委員（山下憲雄君） あまり申し上げませんが、例えば1年半かかって我々は知ることになりました。途中経過のチャンスというのが僕はあるんじゃないかと思うんですね。また、議会にそういうことが諮られたとしたら、議会としてはやっぱりこの処置の仕方は、行政責任の中でもっと違うやり方なり方法論というのはあったんじゃないかなと思うんですね。こういう結論をお三人で決めて、自分でその方向に持っていくということを決められたというのは、今後にもその決め方の責任というのは問われると思うんです。ですので、このことが、市長は今日ここへおられませんけれども、それぞれの方がこれはもう納得して実行されようとしている、実行されるわけですけども、議会に途中経過でもご報告なり、また違うやり方の検討なりを我々も考える余地はあったんじゃないかなというふうに思いま

すが、処理の仕方の議会への相談というか、そこら辺は全くお考えはなかったでしょうか。

教育長（伊藤祐二郎君） 議会への相談ということなんですけれど、ある一定の解決の方向性、先ほど審議いただきました、損害賠償をするという方向性がある程度見えた段階でないと、やはりなかなか難しいのかなというふうに考えております。

委員（山下憲雄君） いろいろ結論を出されたことで、それはまた新たな考え方に切り替えるというのはなかなか難しいと思いますが、異議を感じながら質問を終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について〉

委員長（上野安是君） それでは、この陳情について委員の皆様から採択、不採択等のご意見を求めます。

委員（宮地俊則君） この中の陳情趣旨・理由の4行目ですか、学校現場では新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しておると、いじめ、不登校は分かるんですが、貧困は学校現場で解決できるような課題ではないと思いますが、ここら辺の文言が若干気になるころはありますが、この全体の趣旨からいいますと、これは採択すべきものではないかと思えます。

〈なし〉

〈採決 採択〉

委員長（上野安是君） ただいま採択となりました陳情第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳

情については、国に対し意見書の提出を求める陳情でございますので、委員会の発議として提出することにいたしたいと思えます。

〈異議なし〉

委員長（上野安是君） なお、意見書案につきましては、陳情の趣旨にのっとり作成することとし、委員長にご一任願いたいと思えます。

〈異議なし〉

委員長（上野安是君） 以上で陳情の審査は終了いたしました。
なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思えます。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（上野安是君） 本日の所管事務調査は、公共交通の充実についてであります。
このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたら、ご発言願います。

〈なし〉

〈公共交通の充実について〉

委員（柳井一徳君） 確認の意味でお伺いをいたしますが、そもそも公共交通会議のメンバーですか、バスを利用されておられる方がメンバーの中に入っておられるのかどうかを確認をさせていただきます。

企画課長（岩本展到君） 井原市公共交通会議の構成委員メンバーですが、会長が市長、副会長が北振バスの●●●●●●●●●●を筆頭に、市内のバス運行会社の方ですとかタクシー運行会社の方や、今度はそれぞれの井原、芳井、美星の地区の代表の方が3名ずつ、あと学術経験者として岡山大学の橋本准教授、あと井原警察署の方であるとか、運輸支局の

方、あと県の方等々で、今総勢25名でやっているわけなんです、バスの利用者がこの中に含まれているのかということで、毎日利用されている方がいるかどうかの確認まではできていませんが、それぞれ地区の代表で来られている方は使われている方もこの中にいらっしゃるという認識で思っております。

委員（柳井一徳君） 丁寧にご回答いただいたんですが、利用されている方がいるのかとお伺いしたのは、そういう方のご意見が反映されてないように思うわけです。実際数字から見れば、これはもう必要ないというふうにお考えになられるのは妥当であると思うんです、採算面から見てもこれはもう非常に厳しいと。

ただ、地域別、例えば予約型乗合タクシーの天神山・上野・西吉井エリアのコースなんかでも、もう非常に高齢化率が進んでいて、それで予約型乗合タクシーでさえ乗らないというのは、結局利便性がそこないと、コースを決められて、時間が決まっているという中でやっていく、これがそもそも不具合が出ている原因ではないかなというふうに思うわけです。その地域の中で70歳ぐらいの方が一番若い、その方が、おばちゃん、井原出るん、僕が乗せていってあげるよと、もうこういう対応をされてるわけですから、予約型乗合タクシーを幾ら充実させても利用されないと思います。これは分かりません、私の想像でしかないんで、利用されるかどうかというのは分からないんですが。

ですから、そこら辺のところを抜本的にもっともっとよくそのメンバーで協議をしなければならぬのではないかなと、あいあいバスを全部廃止して、予約型乗合タクシーにすることが、これは表題のことになってくるんで、総論になってくるんでちょっと外れますけれど、この資料をいただいた限りで見れば、これは変わらないと思うんですよ。今年度の数字を出しても、恐らくこれから減はあっても増えることはないと思う、そのことを考えて先般の新聞報道が出たんだと思いますけれども。このいただいた資料に関しては、そういったことで、利便性がないということが数字に顕著に表れているということだと思います。質問が変になりましたけど、すみません。

委員（荒木謙二君） 資料2の平成30年10月1日から令和元年9月30日、芳井、美星エリアが縮小基準の1便当たり利用者数3.0人未満、このあいあいバスに関してはそういったことで、こういった状況を鑑みて、来年9月以降の廃止、そして予約型乗合タクシーへの移行ということのようですが、ただその最終ページにも、芳井地区の高原・高瀬エリア以外はやはりちょっと少ないというふうな状況下でありながら、移行をすると、この場合、便数を増やすとかというようなこともあるかと思うんですが。あいあいバスについてはもう来年9月までに廃止というふうな、この新聞報道等で、これはまだ正式な決定ではないということもお聞きしとんですが、どういうふうに進められていくのか、その点についてお尋

ねをいたします。

企画課長（岩本展到君） それでは、次の項目の今回は見直し対象外としたものを、今回廃止の案を出した理由も、こここのところで触れさせていただきたいと思うんですが、まず路線の見直し等を公共交通会議の中で議論いただくやり方を簡単に説明させていただきますと、資料1の2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

令和元年11月11日のこの資料ですが、このページでお示ししている内容としましては、井原あいあいバスの平成30年度の運行実績、平成29年10月から平成30年9月までの1年なんですが、これをまず平成31年2月に実施した公共交通会議の中で委員さんにお示ししております。半年の経過を観察した後に、9か月後の令和元年11月に、2ページ目の一番下のところに四角で囲ってありますように、見直し基準を下回っているんで縮小は妥当であるかについて検証、会議の中で協議いただきまして、縮小の検討を続けるか、もしくは縮小してしまうかの協議をしてもらうようになっております。

協議いただく材料として、資料の6ページを見ていただきますと、(2)で検証期間中の取組及び検証結果ということで、(2)の①で検証の集計対象期間を平成31年2月から令和元年9月までということで、この半年間の検証をしましたところ、井原地区ですと子守唄の里線は見直し基準を上回る状況になったんですが、芳井、美星についてはさらに悪くなったということで、その検証期間を設けたんですが、7ページの(3)のところ、一番下に四角で囲ってるとこなんですが、井原地区の子守唄の里線は改善が見られたんで見直しを見送ろうと、対象外にしましょうと。芳井、美星については、一番上の天神峡線でいきますと、下回ってはいるものの、利用者は少ないながらも運行日はほぼ毎日誰かが利用されていることを踏まえ、見直しの対象外とする。美星地区についても、スクールバスの間合い運行をすることも考慮したり、利用者が少ないながらも若干いることはいるので、令和2年度は見直しに向けた検討を進めるということで事務局は見直し案を提案したら、会議の中でもこれでもいいだろうということで了承されたんで、見直しの対象外とこのときはしたわけなんです。この令和元年11月のさらにその翌月の12月に次期公共交通の計画策定に向けて市民アンケートを実施いたしました。さらに、今までも公共交通会議の委員の中からは路線バスやあいあいバスについてはバス停まで行くことが大変であるというような声もいただいております。

事務局としては、そのアンケートや公共交通会議に出られた方のご意見、そういったものが今回乗られてないことの課題であろうと考えておまして、その課題解決の手段といたしまして、少人数を輸送するのであれば、現在のバスを運行するよりも小回りのきく利便性の高い予約型乗合タクシーを運行すれば、今のこのバスが使われてないということや利便性

が悪いってことでの課題が解決できるんじゃないかと思ひまして、これを案として公共交通会議でお示しさせていただいております。

委員（荒木謙二君） アンケート等々を説明いただきました。やはり公共交通、あいあいバスでの需要というのは、今後も非常に不安である、便数等々も含めて不安であるというふうなことのアンケート内容であったと思ひます。そうしたことを踏まえますと、あいあいバスから予約型乗合タクシーに移行するのが、今案で示されておりますが、やはりそういった形のほうがいいんじゃないかなあというふうに思ひます。便数につきましても毎日運行というふうなこと、また例えば美星でいきますと自宅から市街地までというふうなことも考えられてることなので、利便性からいきますと予約型乗合タクシーのほうがはるかにいいのかなあというふうに思ひておりますので、料金等々も、当初は近くの停留所までだったのが直接井原までで料金の発生はまだこれからということもあろうかと思ひます。当然市の負担も料金が一定でありますと、伸びていく分、負担もかかるとは思ひんですが、多くの方の公共交通に対する不安を解消するためにも、ぜひとも会議等々で予約型乗合タクシーを進めていただければというふうに思ひます。

委員（山下憲雄君） 今いろいろお話を聞かせていただき、ありがとうございます。非常に貴重な資料だと思うんですけども、公共交通会議というのに私も参加すればよかったなと今反省しとるんですけども、いずれにしても、先ほど質問ありましたように、メンバーということについてご説明をいただきましたけども、私が思うに、例えばその中に商工会議所それから市の観光部局あるいは地元の企業、こういった人たちを入れて、幅広い視点から意見を求めるべきじゃないかなと思うんですけども、市長がそこら辺は入っておられるわけですけども。

今ご説明あるように、一つのこのバスとかタクシーとかといったようなものを交通の移動手段として考えますと、当然これから人口が減っていくと、幾ら再編計画を考えても、実際は実効性を担保するということは不可能だと思うんですね。ですので、市としても、その集落に人が住み続けるということが非常に大事なことだと思うんですけども、そのためには、先ほど言ったような、その観光部局などが主としてそこで何か新しいものを発見したり、そこへ人がこっちからも行く、何かそういう農業の6次産業化とか、そういったようなものも考えて、提案しながらいくと、大局的なもんも加えながらしないと、現状のマイナス対応をいかにそれに対応するかということにとどまってると思うんで、これは担保をするものは何もないわけで、消滅していくごとにこの負担リスクというのは大きくなっていきますから、この公共交通会議の在り方というものを、先ほどもバス会社とか云々というようなことがありましたけど、そこへもっともっと戦略性を加えた発想というものをしながら、併せ

て検討していただけるようにしたほうがいいというふうに私は思いますので、次回は発言できませんけども、そういう傍聴席に参加したいと思います。

委員（柳井一徳君） 先ほど、予約型乗合タクシーを毎日運行ということを考えていくということをおっしゃられた。がしかし、芳井、美星でいえば、支所までと、支所からは北振バスを利用して市街地へ出るということは変わらないのでしょうか。確認します。

企画課長（岩本展到君） そういう従来の乗り方も残しつつ、芳井や美星で乗られた方が直接井原の市街地まで来られる便も今考えております。そういう便が入ってくるようにしたいと考えております。

委員（柳井一徳君） 1乗車が300円という料金も先ほどご説明がありましたが、その場合、例えば芳井の高原の方が利用されて、井原の市民病院またイズミ等々へ買物に出かける、それじゃあ遠いところで言いましょう、高屋の某スーパーさんのほうへ買物に出かけると、この場合の料金も300円で行けるようなことを検討されるわけですか。

企画課長（岩本展到君） 今委員さんが言われた例で、芳井の高原の方をイメージして例で申し上げますと、高原の方ですとまず交通結節点が芳井支所になろうかと思うんですが、これは全くもってまだそこまで何も想定してないんですが、今やっぱり芳井支所までが300円ではないのかなあと事務局のレベルでは思っています。やっぱりそこから先はさらに別の料金が、例えば路線バスで乗る相当額とかそれ以上の金額とかがオンされてくるのが、通常そうではないのかなあと思われます。

ちょっと補足しますと、今高原の方が高屋のほうのスーパーとか病院へ行こうとすると、これは今事務局が持っている再編案で再編したとしても、乗換えなく行けるのは、高原から芳井支所は乗り換えずに通過しまして、井原の市民病院で降りていただくか、もしくは井原駅とかで降りていただいて、そこで一旦何か別の公共交通に乗り換えていただいて、高屋へ行っていただくってようなことになろうかと思います。やっぱそれにはそれぞれ料金がかかってこようかと思います。

委員（柳井一徳君） 非常に具体的に分かりやすく説明していただいたんですが、今おっしゃられたことが、それがネックであると。乗換えが芳井の方に限って、私は美星に住んでいませんから分かりませんが、芳井で申せば、支所で一旦乗換え、また目的地によってはバスセンター、市民病院、井原駅、そこでまた乗り換えると、こういう面倒くさいことをするんであれば、免許証を返納しないで80歳でも運転していこうかと、先ほどアンケートの中にありましたけれども、車に頼るという方が非常に多い。

だから、公共交通の考え方は、そういうことが非常にいいんじゃないかという考え、会議の中ではそこからは逸脱できないまま、どのようにやっていくかという会議になってるんじ

やないかなという、私も、今山下委員がおっしゃられましたけど、傍聴してないので想像でしか言えないんですけど。

極論というか、その対応策、私の代替案でどんなのがいいのかっておっしゃられたとすれば、私は自由に乗れる、福祉タクシー、今現在福祉タクシー券がございますよね、これを改定して、免許証を返納した後期高齢者75歳以上の方に限り、タクシー券を配布するとか、そういったほうが市民サービスにはつながるのではないかと。一生懸命皆さんは考えてやっておられますけれども、市民サービスへは恐らくつながってないと。

私は長川の交差点のところに、街頭に朝立つわけですけども、1時間の間に北振バスは延べ約10台ほど通ります。その中で、乗車しておられる方は、多いときでも3名ぐらいです。もう確実にこの数字に出ていますよね。だから、そういうことを考えると、幾ら予約型乗合タクシーを充実させたとしても、芳井では利用者は増えないと、私はそういうふうに思います。

だから、本当に市民サービスということを考える上では、代替案を申し上げましたけど、そういうふうなことも念頭に、本当に市民が利用できるのかという会議をしていただきたいと、机上の空論になってしまっていると思いますので。

委員（宮地俊則君） 私も、今この令和2年2月20日の資料の一番最後の裏表紙のところにんですけど、予約型乗合タクシーの利用実績を見ますと、これは全部足しても476回ということなんで、1便当たりの利用者数というのはほとんど2人乗らずに1人、個人で利用されてる方がほとんどなんだなあというふうに、最高が1.3人で、あとは1.2人、1.1人とかになってますね。そうすると、これは全部足しますと476回なんですけど、これは1回が300円ですかね、そうしますと500回としてもざっと年間で15万円弱ということであろうかと思います。そうしますと、乗り合いというのがやはりいいようであり、使い勝手が非常に悪いんだろうかと、先ほどからの柳井委員のお話からも分かります。

そうしますと、やはり予算の兼ね合いもありましょうし、計算してみないと分かりませんが、タクシーチケットという形が現実味を帯びてくるんじゃないかなという思いがいたしております。そこら辺はじゃあ幾らのタクシーチケット券を枚数はどれぐらい出すのかというのは、いろいろ計算式があろうかと思いますが、今現状かかっている費用云々を含めて、そこら辺をぜひ検討していかなきゃならない時期にもう来てるんじゃないかなというふうに思いますので、これから感じたことを申し述べさせていただきました。

副委員長（妹尾文彦君） 今宮地委員さんとか柳井委員さんからもタクシーチケットのような話がありましたけれども、私は今さっき企画課長さんが言われた、芳井の奥の方が井原の市街地まで使えるようになる、予約型乗合タクシーの乗換えをせずに行けるようになる

いうのは、一般質問のときにはそういうことは聞いてなかったものですから、それは結構使い勝手がいいものになるんじゃないのかなあというふうには感じてます。やっぱり乗り換えせずに行けるっていうのは非常にメリットが高くて、福祉タクシーというのものもあるんですけど、やっぱり福祉タクシーは病院までしか連れていってもらえないというところもあるので、その辺の使い勝手もあるので、公共交通である予約型乗合タクシーを使うのは便利になるんじゃないかなとは考えているんですけども。

予約型乗合タクシーについて伺いたいんですが、使い方として今後スマホから予約ができるとか、そういうことができるようなことを考えていくことはあるんでしょうか。若い人が使うときはそういうことが割と便利になりますし、先ほど山下委員さんもおっしゃいましたが、観光やそういう郊外のところとかだと、つなぐ意味でもそういうのがあったら便利になるんじゃないかとも思うんですが、そのあたりの考えはどうでしょう。

企画課長（岩本展到君） 先ほど副委員長言われたように、予約型乗合タクシーの予約方法などにスマホを使う方法というのは、実際先進地ではそういった事例もありますので、そういったところを、どういった使われ方をしているのかというようなことなどを研究しながら、そういった手段も考えていかなくちゃいけないのかなと考えております。

副委員長（妹尾文彦君） 分かりました。

使い方の関係で、前日までに予約をしないといけないという今の使い方の話なんですけれども、例えば前日でなくてもその日の昼から出かけたかったり、夕方に出かけたかったり、突然買物に行きたくなったとか、遊びに来てくれて呼ばれたから行きたいとかというような形で利用したくなったときには、こういう当日の予約っていうのは、帰りはその日にできるというふうに伺ったんですけど、行きは前日に必要だというふうに聞いているんですけども、そのあたりはどうなのでしょう。その日に電話しても利用できるようになるんでしょうか。考えられているんでしょうか。

企画課長（岩本展到君） 当日の予約で可能かどうかという話なんですけど、こちらについてはやっぱりそれを請け負っていただく市内のタクシー業者さん、こちらとの協議になってこようかと思っておりますので、今後これも一つの課題だと思っておりますので、どうやったら課題解決できるかというようなことを公共交通会議の中で協議させていただけたらと思います。

副委員長（妹尾文彦君） 先ほどのスマホで予約できるということも併せて、電話するとすぐ使えるというような体制が整うとすごく便利になるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりも少し考えていただければと思います。

続いて、先ほど予約型乗合タクシーに変更したときの財政負担の額が、まだいろいろ決ま

ってないので示せないという話でしたが、もし今バスを使っている方が予約型乗合タクシーを使ったら、どういうふうになるかっていう概算ぐらいは分からないでしょうか。というのも、その金額が今よりも5倍、10倍と膨れるのか、もしくは半分で済むとかというのによって、変えたほうがいいのかっていうのは変わってくると思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

企画課長（岩本展到君） 今副委員長言われていることなんですけど、まだ案の段階ですと、今の段階ですと、公共交通会議でやっぱりもう少し方向性が定まってからそういったあたりをはっきりさせていきたいなと思ってるところなんです。といいますのも、ある程度その今バスを使われている方がそのまま乗り換えていただくっていうことであっても、便数をどうするかとか、タクシー業者さんとの話の中で単価の設定っていうのは、やっぱりまだまだこれから話を詰めていかないといけないところではないかなと思っておりますので、そういった便数であるとか単価がある程度決まってきたら、試算ができてくるのかなと思っております。そういうことで、今お示しするのは難しいと考えております。

副委員長（妹尾文彦君） 全く分からないですか、増えるとか減るとか、多少増えるとか物すごく増えるとか物すごく減るとかというのもなかなか示せないですか。

企画課長（岩本展到君） 今の段階では難しいと考えております。ご理解いただけたらと思います。

副委員長（妹尾文彦君） 分かりました。

そしたら、公共交通会議にこれから案として示されるときに、金額がこうで、ここからここまでの便数を考慮するとこれぐらいになりますというようなのは公共交通会議で示して、皆さんに諮っていかれるんでしょうか。

企画課長（岩本展到君） ある程度その方向性が決まって、これでいくっていうことになったら、そういった試算であるとかそういった数字もお示ししていかないといけないのかなと考えております。

副委員長（妹尾文彦君） 分かりました。

そしたら、現在、先ほどのアンケートの結果から6%未満ぐらいがバスを利用されているということですので、人口割でいくと2,400人程度がバスを利用しているのかなという感じなんですけど、大体利用されている方はほぼ交通弱者と呼ばれる子供さんとお年寄りじゃないかと思うんです。今後ですけども、その方以外の方が使われることを目的として利便性を図っていくことを考えていくのか、あるいはそこはあまり考えずにいくのか、そのあたりはどちらで考えられているんでしょうか。

企画課長（岩本展到君） 公共交通の考え方でいきますと、まずは交通弱者を最優先に考

えなきゃいけないのかなあとと思いますが、公共交通のターゲットは、井原市民全員になろうかと思っておりますので、皆さんの利便性、そこをこれからも追求していかないといけないのかなと考えております。

副委員長（妹尾文彦君） 確かにこれからは、先ほど柳井委員さんからも話がありましたけれど、免許証を返納してから使うような方も増えるでしょうから、そのあたりの方の使い勝手がいいようなことも考えなければいけないのかなと思っております。

それで、今スクールバスが迎えに行き帰っている便があると思うんですけども、こちらに一般の方も乗れるということなんですけど、今この一般の方ってどれぐらい乗られているんでしょう。

企画課長（岩本展到君） 今ここに資料でいいますと、資料2の1枚めくっていただいた右側のページですね、井原あいあいバス、こちらの下の表の利用実績というところで芳井、美星地区で、ここに書いてある数字が、1日2便走らせていますが、その1便当たりの人数はこのぐらいの人数ってということになるかと思っております。

副委員長（妹尾文彦君） 今のこの数字っていうのは合間の運行だと思うんですけど、私が今聞いているのはスクールバスの通学の時間に乗られている方がどれぐらいおられるかということなんですけれども。

企画課長（岩本展到君） 今その数字の詳細は持ち合わせてないんですけど、その登校、下校の間は児童や園児がほぼ100%で、一般の人が乗ることはほとんどないという。全く乗れないわけではないので、乗っても構わないんですけど、ほぼ子供たちしか乗ってないのが実情です。

副委員長（妹尾文彦君） 一般の方はあまり乗られてないということですが、高校生とかは乗られてないんでしょうか。

企画課長（岩本展到君） 高校生とかは、乗っても構わないんですけど、それは通常は乗られないと思います。路線バスのほうに現状は乗られていると思います。

副委員長（妹尾文彦君） すみません、私の認識が違ったんですかね、スクールバスと路線バスは同じではないんですね。ということは、スクールバスと路線バスは別々で朝出てるということなんですね。

企画課長（岩本展到君） すみません、誤解が、難しいんですけど、芳井の共和から来てる便と芳井の川相から来てるスクールバスは、確かに朝の登校は、北振バスに委託してる関係上、路線バスを利用してスクールバスの運行をしていただいているので、その朝の1便については、高校生とか一般の方が乗られてるのが実情です。そのほかは、路線バスとスクールバスが別々でやっているんです。

副委員長（妹尾文彦君） スクールバスは路線バスを一部利用してるところもあるけれども、おおむね路線バスとスクールバスが別々だと分かりました。

では、その朝の路線バスは、通学に使っているのは残す予定なんですか、そこも予約型乗合タクシーに変更していくということなんですか。

企画課長（岩本展到君） 朝の便は、今の事務局の案ですと朝の路線バスについては現行のままですし、スクールバスについては全く変更するつもりはないので、変更する部分は一切ございません。

副委員長（妹尾文彦君） そこで思ったんですけれども、高校生などが路線バスを朝の通学に使っているのに、バス路線まで自転車で出てきて乗ったりする方がいたりするのかなと、もしそういう方がおられたとしたら、帰りに予約型乗合タクシーになると家まで連れて帰ってもらえるという話でしたが、結局バス停までになるかなと思ひまして、そういうことは何か把握されていますか。

企画課長（岩本展到君） その個別については把握できてないのが実情ですが、そういった課題もあるっていうのを考えて、今後の公共交通会議でも議論していただきたいと思ひます。

副委員長（妹尾文彦君） いろいろそういうこともあると思うので、路線バスを利用されている学生の方とかの意見もしっかり聞いていただきたいと思うんですけれども、そういう場とかは何か設ける予定があったりしますか。

企画課長（岩本展到君） その方向性になりますと、やっぱり利用されている方への説明会とかをしていかないといけないと考えておりますので、そういったところは丁寧にしていきたいと思っております。

副委員長（妹尾文彦君） ぜひそういうことをしていただきたいというふうに思ひます。

〈なし〉

委員長（上野安是君） 本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願ひたいと思ひますが、何かございましたら願ひいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、慎重に長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。また、様々な角度からいろんなご提言、ご意見をいただいたと思っております。

それこそ、このたびの損害賠償の件でございますけれども、二度と起こしてはならないことであると思っております。市民の皆様の市役所に対する信頼を裏切るといった行為になってしまっております。こうしたことを受けまして、職員に対しまして業務の適正な執行並びに服務規律の確保について所属長宛てに通達をしたところでございます。先ほど委員の皆様から内部統制といったお言葉もいただいております。職員を束ねる立場であります者として、これからしっかり中を引き締めていきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

委員長（上野安是君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

〈執行部退席〉

〈引き続き公共交通の充実について協議〉

委員長（上野安是君） 先ほど執行部から説明を求めました公共交通の充実について、本委員会において今後の所管事務調査事項として調査を進めるかについて皆様のご意見を求めます。

委員（柳井一徳君） まだ今後公共交通会議で議論していく内容なので、どうこうするということは今時点では当委員会ではできない、結果を見て、また俎上にのるようなことになるのか、これで終わるのか、そのときでいいんじゃないかなと思います。

副委員長（妹尾文彦君） 今柳井委員さんそうおっしゃられましたけど、何か例えばタクシーチケットの話とか、あるいはこの予約型乗合タクシーでこういうふうな方向に持っていたほうがいいんじゃないか、例えば今美星と芳井である予約型乗合タクシーを使っているところを、今度は全部一体になるのでそのあたりのルートとかをどういうふうにしたらいいとか、こちらの委員会で何か公共交通会議に対してこういうふうな方向も考えてもらえないだろうかみたいなことを提言することもできるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりはどうなのでしょう。

委員（宮地俊則君） 私は、今日のこの委員会で、委員のほうからもいろんなデータを示していただいた中で意見もいただいているかとも思いますし、予約型乗合タクシーの指針というのもまだこれは最終決定じゃないというふうにも伺っておりますので、先ほど柳井委員が言われたように、もう少しその会議の推移を見守ってから議会としての意思表示をされるならして、今はまだこれから議論を煮詰めていく中で先先と行っていくのはいかがなもんかなという思いもいたします。

副委員長（妹尾文彦君） 皆さんがそう言われるのであれば。

委員（宮地俊則君） いや、皆さんじゃない、私はそう思います。

委員（荒木謙二君） 見直しに向けてということで、先に報道に出てしまったのかなというふうな執行部の思いもあるのかもしれませんが、またこういった公共交通等々の会議の内容が出た後でもできるのかなというふうには考えますので、また令和2年12月の近くになって、しなければならないというのであればやればいいし、今回はたちまちこれでよろしいんではないかというふうに思います。

副委員長（妹尾文彦君） もう一言だけ言わせていただければと思うんですけど、今荒木委員さんのほうからもおいおい決まってからという話でしたけど、決まってからこちらでこうしたらどうかみたいなことを言っても遅いんじゃないかと思うんです。決まる前にこういうことを考えてみていただけませんかというのを言ったほうがいいんじゃないかと私は思うんですけれども、そのあたりはどう思われますか。

〈休憩中、委員間討議〉

委員長（上野安是君） それでは、今回の所管事務調査については、本日で終わりということによろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（上野安是君） 以上で所管事務調査は終わります。

〈議長あいさつ〉

委員長（上野安是君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。